

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築安全課において閲覧できます。

令和八年三月六日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和七年五月二十二日奈良県指令建第一一四―一六三号

令和八年二月二十日奈良県指令建第一一四―一六三―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和八年二月二十七日建第一〇五四三号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

大和郡山市小泉町二〇七一番一三、二〇九一番一及び三八二六番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市北八木町一丁目一番八号 橿原中央ビル

株式会社エヌ・ジー・エス 代表取締役 前川浩二